

非常事態と憲法 自然災害等への対処を中心として

国際政治・軍事アナリスト 小川和久

1. 日本は「法治国家」ではない

法制度の制定が自己目的化する日本

完成度を高める不断の努力(改正)なくして理念の実現はない(現状は、法制度の疲労を放置)

いかに列国の法制度を調査しても、調査結果が改正の形に反映されない(調査の自己目的化)

そこにおいては、常に「憲法違反状態」を是正し、同時に憲法の完成度を高めることが求められる

2. 日本は憲法の精神にふさわしく行動してきたか

日本は憲法の精神に基づく原理原則(平和主義、国連中心主義)にふさわしく行動してきたか

イラク情勢(湾岸戦争の教訓が活かされていない)(国家の生存権の問題)

- ・米国に対する発言力(米国の戦略的根拠地、最大級の同盟国)
- ・イラクに対する発言力(外国の援助の73%、他にも6000億円)
- ・国連に対する発言力(米国25%、ソ連11.57%、日本11.38%)
- ・当時のソ連、フランスと比べても、抜群の発言力を発揮しなければ嘘
- ・ベーカー国務長官の著書「シャトル外交 激動の4年」(邦訳は新潮文庫)

北朝鮮情勢とイラク情勢

- ・テロリストと大量破壊兵器開発国の結合は、日本の個別的自衛権の問題
- ・国連を通じた軍事制裁には、地理的制約なしに参加する立場と明確にすることができる
- ・姿勢を明確にしたうえで、事態の平和解決に努力する

国内でも「有事法制」の問題(国民の生存権の問題)

- ・自衛隊の活動が円滑にならない法案(避難・誘導を含む国民保護法制が先送り)
- ・消防も警察も円滑に動けない
- ・武力攻撃事態(戦争)と、それ以外の緊急事態(大災害、大事故など)からのアプローチが欠落
- ・防衛庁サイドからのアプローチに力点が置かれていた結果の欠陥
- ・上陸侵攻は津波対策で、ミサイル攻撃や大規模テロは直下型地震対策で
- ・私権の制限でもコンセンサスできているはず(米国の外出禁止令と戒厳令の違い)

ドクター・ヘリの整備の遅れ(国民の生存権の問題)

- ・西ドイツ(1970年) 年間20000人台 現在(東ドイツ吸収で人口増なのに)7000人台
- ・米国は1970年代に交通事故死者を48%減少 ドクター・ヘリは先進国の常識に
- ・日本も1975年頃から国に4回、委員会を設置 6省庁が関係し、空中分解
- ・1998年10月まで、日本の交通事故死者は年間30万人以上(警察の統計外だと50万人にも)
- ・国民の生存権に関する憲法違反状態 前例があっても実行できない典型 政治の機能不全

3. 世界に冠たる日本国憲法であるために

思想・哲学が憲法を機能させる

- ・思想・哲学（物事を順序正しく進める）
- ・応用問題（外交・安全保障）と基礎問題（防災、医療、交通事故など）
- ・基礎問題に関する憲法違反状態が是正されれば、憲法の完成度を高める健全な動きが生まれるはず